

入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年 3月 6日

白石市長 山田 裕一

1 条件付一般競争入札に付す事項

- (1) 業務名 令和8年度 白石市水道施設保守点検業務
- (2) 業務場所 白石市水道給水区域内
- (3) 業務概要 水道施設保守点検
 - 対象施設 29施設
 - (定期点検) ポンプ・計器類等 29施設 (年1回)
 - (精密点検) 流量計 20台 (年1回)
 - 非常用発電機 1台 (年1回)
 - 年間施設保守 6月
- (4) 契約期間 契約締結日 から 令和9年3月31日 まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- (5) 履行期間 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
- (6) 支払条件 全額完了払い
- (7) 入札方式 条件付一般競争入札

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

白石市の令和7・8年度競争入札参加資格が承認された者で、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

- (1) 宮城県内に本店、支店又は営業所等の競争入札参加者登録があり、「水道施設保守業者」に登録されていること。
- (2) 過去10年間（平成27年度以降）に国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団・公社、事業団等）が発注した水道施設保守業務を受託し、完了した実績があるもの。
- (3) 次に掲げる資格を有する者を現場に配置できること。
 - ①電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。
 - ②入札の参加申請があった日の前日から起算して、3月以上前から当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある者。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと。
- (5) 白石市から建設業務等入札参加業者指名停止要領（昭和61年白石市告示第32号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 当該業務に係る仕様書、設計図書を閲覧していること。
- (7) 白石市入札契約暴力団等排除措置要綱（平成20年白石市告示第83号）別表1各号に該当するものでないこと。

※入札参加希望者は上下水道事業所に備え付け又は市ホームページに掲載している「現場説明調書（資料5）」を入札参加資格承認申請書の受付期間内に、必ず提出してください（入札参加資格承認申請書と同時提出可。郵送の場合は受付期間内必着）。
提出がない場合は、入札に参加出来ません。

3 設計図書等の閲覧

当該業務に係る仕様書、設計図書等を閲覧に供する。

(1) 閲覧の期間及び時間

令和8年3月6日（金）から令和8年3月18日（水）まで
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）
（但し、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 閲覧場所

白石市上下水道事業所会議室前又は市ホームページ
希望者には、当該業務に係る仕様書、設計図書等を貸出しする。

4 設計図書等に対する質問について

設計図書等について質問があるときは、閲覧場所に備え付け又は市ホームページに掲載されている質問書に記入し、持参又はFAX等により上下水道事業所に提出すること。なお、回答書はFAXにより質問者に送付し、質問者を伏せたものを閲覧に供する。

(1) 質問の受付期間及び時間

令和8年3月6日（金）から令和8年3月16日（月）まで
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）
但し、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 回答の閲覧期間及び時間

令和8年3月6日（金）から令和8年3月19日（木）まで
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）
但し、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 入札参加資格の確認

(1) 申請書類等

入札参加を希望する者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を2部（正本1部、副本1部）を提出し、入札参加資格審査及び資格承認を受けなければならない。

① 入札参加資格承認申請書（様式1）

② 上記①の申請書に次の書類を添付すること。

イ 令和7・8年度の白石市競争入札参加資格承認書の写し（資料1）

ロ 入札公告に定める業務実績を記載した書面（資料2）

ハ 配置予定技術者の資格免許等を記載した書面及び資格免許が確認できる書類等の写し（資料3）

ニ 配置予定技術者の雇用関係を証明する書類（雇用保険資格取得等確認通知書等）の写し（資料4）

ホ 現場説明閲覧調書（資料5）※事前に提出している場合は不要

(2) 入札参加資格承認申請書の受付期間及び提出場所

① 受付期間 令和8年3月6日（金）から令和8年3月18日（水）まで土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後4時（正午から午後1時までを除く。）までとする。

② 提出場所 白石市上下水道事業所（〒989-0255 宮城県白石市城北町4番6号）
提出方法は、上記提出先への持参並びに一般書留又は簡易書留による郵送（郵送の場合は、受付期間内での必着）とする。

③ 申請書類の交付 市ホームページよりダウンロードすること。

(3) 入札参加の審査等

不適格者についてのみ、令和8年3月23日（月）午後5時までにFAXにより申請者に通知します。

6 入札執行の日時及び場所

(1) 日 時 令和8年3月24日（火） 午前10時30分

(2) 場 所 白石市上下水道事業所 会議室

7 入札保証金

入札保証金は免除する。

8 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者（指名停止中の者も含む）のした入札及び入札に関する条項に違反した入札は無効とする。

9 最低制限価格の設定

無

10 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 入札回数は3回を限度とする。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に該当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 郵送、電報、ファクシミリその他の電気通信による入札は認めない。

11 契約保証金

落札者は、契約書提出と同時に白石市財務規則第108条の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付し又は提供すること。

ただし、過去2年間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないおそれがないと認められる場合は、契約保証金の納付を免除する。

12 長期継続契約対象案件

この発注案件は、年度当初から業務を行う必要があることから地方自治法及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として、年度開始（歳出予算成立）前に契約手続きを進めています。

この発注案件に係る歳出予算が不成立となったときは、入札の中止や契約の解除を行うことがあります。

13 その他

- (1) 入札参加者は、白石市入札参加心得を熟読し、遵守すること。
- (2) その他不明な点についての照会先は次のとおり

白石市上下水道事業所総務係

電話 0224-25-5522

FAX 0224-25-6885

現場説明事項

1. 業務名 令和8年度 白石市水道施設保守点検業務

2. 業務場所 白石市水道給水区域内

3. 業務概要 別冊仕様書、設計図書のとおり

4. 一般的事項

白石市財務規則（昭和59年8月29日規則第11号。以下「市財務規則」という。）及び関係法令等を遵守すること

5. 契約期間 契約締結日 から 令和9年3月31日 まで
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

6. 履行期間 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで

7. 検 査

市財務規則に基づく検査を行う。

8. 請負代金の支払方法

全額完了払い

9. 保証関係

1) 入札保証金 免除する。

2) 契約保証金 次に指示する事項のいずれかとする。

(1) 契約保証金（契約金額の10%以上・1円未満切り捨て）の納付

(2) 以下に掲げる担保（契約保証金相当額とする）の提供

イ) 金融機関等の保証

ロ) 保証事業会社の保証

(3) 以下に掲げる免除要件の成立（保証金額は、契約保証金相当額とする）

イ) 市を被保険者とする履行保険契約に係る保険証券の提出

ロ) 公共工事履行保証証券の提出

10. 公正入札違約金

契約締結後において談合の事実が明らかとなった場合は、請負者から請負代金の100分の20に相当する額を公正入札違約金として徴収するものとする。

11. 事務分担

事業担当課	上下水道事業所
現説及び入札執行担当課	上下水道事業所

12. 閲覧用仕様書、設計図書等の貸出し

- 1) 仕様書、設計図書等の貸出を上下水道事業所窓口で行う。
- 2) 貸出期間は、翌日17:00までとする。
- 3) 閲覧会場備え付けの書類は持ち出さないこと。

13. 閲覧者確認

閲覧調書に記名押印のうえ、上下水道事業所窓口へ提出。同時に仕様書、設計図書等の借用を希望する場合は申し出ること。ただし、貸出希望者が複数の場合は、貸出期間を調整のうえ制限することがありますのでご了承ください。

市ホームページで閲覧した場合も同様に閲覧調書に記名押印のうえ、上下水道事業所へ提出すること。

14. 質問事項及び回答

質問がある場合は、別紙様式に質問事項を記入し、公告の質問締切日時までに上下水道事業所へ持参又はFAX等で提出のこと。回答は、質問者へ個別に行うほか、質問者の商号又は名称を伏せた状態で、公告で示した日時まで閲覧場所および市ホームページで公開します。

上下水道事業所 FAX 0224-25-6885